

新城市学校給食調理等業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月

新城市 教育総務課

## 1 趣旨

現在新城市（以下「市」という。）では各学校の給食室で学校給食を調理しています。しかし、施設の老朽化、慢性的な調理員不足、給食食材の配送等の課題から給食の継続実施が難しくなりました。そこで「新城市学校給食施設整備方針」を策定し、新たに共同調理場を整備することとしました。

共同調理場の調理業務は、高度な衛生管理体制や大量調理のノウハウが必要となります。そこで効率的に運営するにあたり、民間事業者の豊富な人的資源やノウハウを活用し安定的な給食提供を実現するため、委託候補者を次のとおり、公募型プロポーザル方式により、選考及び決定します。

## 2 委託内容

### (1) 委託業務名

新城市学校給食調理等業務委託

### (2) 業務内容

A 共同調理場建設に係るアドバイザー業務

B 共同調理場運営業務（共同調理場方式）

C 共同調理場運営業務（親子方式）

B、Cの業務内容は以下のとおり

（ア）調理業務等

（イ）配送及び回収業務

（ウ）残食集積計量処理業務

（エ）配膳業務

（オ）施設及び設備の清掃及び点検業務

（カ）設備機器等の管理及び点検業務

（キ）衛生管理業務

（ク）上記業務に附帯する業務

※その他詳細については新城市学校給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行場所

A 新城市字東入船115番地他

B 新城市立給食センター（仮称）新城市川路字萩平1番地158他3筆

C 作手小学校調理場 新城市作手高里字縄手上32番地

※上記業務内容（イ）、（エ）の履行場所については、仕様書を参照のこと。

### (4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和11年8月31日まで

※地方自治法第214条の規定による債務負担行為を設定済

※上記期間は業務の全体期間となるので各業務の履行期間は仕様書にて確認すること。

### (5) 委託料の上限概算金額

総事業費 金1,606,518,925円以内（消費税10%を含む）

## ※8年間のABCの業務の総額

### 3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 愛知県内に事業所（本社、本店、支店又は活動拠点）を有していること。
- (2) 新城市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 公告の日から見積執行の日までの期間において、新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年10月1日）に基づく指名停止の措置及び新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年3月31日新城市長・愛知県新城警察署長）に基づく排除の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (5) 学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食の調理業務について、過去3年以内に1施設の調理食数が、1日又は1回あたり4,000食以上の業務履行実績を有していること。
- (6) 学校給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第230号）に基づく営業の禁止若しくは停止の処分を応募時に受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している又は加入することが可能な者であること。
- (9) 学校給食について深い理解を有し、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日厚生労働省衛生第85号別添最終改正平成29年6月16日生食発0616第1号）を厳守した業務が遂行できること。
- (10) 新城市学校給食基本方針等を十分理解し、新城市が求める学校給食に対して、対応が可能であること。

### 4 プロポーザル実施日程

スケジュールは次のとおりとする。

（実施要領、仕様書、その他配布書類をあわせて以下「実施要領等」とする。）

項 目	日 程
公告	令和4年6月1日
実施要領等に関する質問書の受付	令和4年6月1日から 令和4年6月8日まで
質問に対する回答期限	令和4年6月15日
参加申込書提出	令和4年6月15日から

	令和4年6月22日まで
参加資格審査結果通知	令和4年6月29日頃
企画提案書提出期限	令和4年7月6日
第1次審査（書類審査）及び結果の通知	令和4年7月中旬
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施、審査等	令和4年7月下旬
契約締結	令和4年8月上旬

## 5 実施要領等に関する質問書提出

- (1) 受付期間 令和4年6月1日午前9時00分から令和4年6月8日午後5時00分まで
- (2) 受付方法 質問書（様式1）により、電子メールで受付。  
 なお電子メールの件名については「質問書（学校給食調理等業務委託）」とすること。  
 また質問をした旨を電話連絡すること。  
 番号：0536-23-7633
- (3) メールアドレス shinky@city.shinshiro.lg.jp
- (4) 回答期限 令和4年6月15日
- (5) 回答方法 ホームページに掲載し、その旨を応募事業者すべてにメールで通知する。

## 6 提出書類等

この業務の委託候補者になろうとする者は、書類を提出し選考を受けなければならない。

### (1) 提出書類

#### ア 参加表明書等（様式2～4）

提出書類		提出時期	部数
様式2	参加表明書	令和4年6月15日から 令和4年6月22日まで	正本1部
様式3	事業者の概要		
様式4	参加資格要件確認書		

#### イ 企画提案書（様式5～13）

提出書類		提出時期	部数
様式5	企画提案書提出届	令和4年6月29日から	正本 1部 副本
様式6-1・2	類似業務受託実績に関する報告書	令和4年7月6日まで	

様式7	業務実施体制に関する提案書	令和4年6月29日から 令和4年7月6日まで	10部
様式8	研修・教育計画に関する提案書		
様式9	衛生管理に関する提案書		正本
様式10	危機管理に関する提案書		1部
様式11	食物アレルギー対応に関する提案書		副本
様式12	コスト削減に関する提案書		10部
様式13	新城市学校給食基本方針に関する提案書		

## (2) 提出書類に関する留意事項

- ア 提出書類は、各様式に基づいて作成することを原則とするが、様式に準じた任意様式での作成も可とする。
- イ 副本は写しでも可とする。
- ウ 企画提案書については、様式番号ごとにインデックスを貼付し、正本及び副本共に1部ずつA4ファイルに綴じること。

## (3) 書類の配布先、提出先、提出方法

- ア 書類の配布  
令和4年6月1日から新城市ホームページに各書類を掲載するので、ダウンロードして使用すること。
- イ 提出先  
〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地  
新城市教育委員会 教育総務課 学校給食係  
直通電話 0536-23-7633
- ウ 提出方法  
上記提出先へ直接持参すること。  
持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時までとする。なお、提出最終日（令和4年6月22日及び令和4年7月6日）については正午までとする、

## 7 参加資格審査

### (1) 審査方法

市は参加資格要件確認書（様式4）により、この要領に記載している参加資格要件を満たしているか確認する。  
なお、資格不備の場合は失格とする。

### (2) 審査結果

令和4年6月29日頃に、文書にて通知する。

## 8 委託事業者選考

### (1) 審査方法

新城市学校給食調理等業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）において、別表「企画提案書審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、提出された企画提案書について審査を行う。

#### ア 第1次審査

第1次審査は書類審査とし、審査基準に基づき委員会の委員が個別評価し、その点数が高い者から3者を選定する。ただし、選定者が3者に満たない場合、同得点の者が4名以上いる場合にはこの限りではない。

#### イ 第2次審査

第1次審査で選定された事業者が、委員会に対してプレゼンテーションを行い、委員会は、企画提案書又はプレゼンテーションの内容についてヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については下記のとおりとする。

##### ①日時・場所

第1次審査の結果通知内で通知する。

##### ②実施時間

50分程度（説明と質疑応答）

##### ③出席者

3名までとする。

##### ④準備物

プロジェクター、スクリーン、延長コードは市が用意する。その他必要なものは各自準備すること。

##### ⑤順番

順番は提案書の受付時にくじ引きにより決定する。

第2次審査において委員会の委員の個別評価で最上位に評価した者を受託候補者として選定する。なお、同得点の事業者が存在する場合は、委員長が受託候補者を決定する。

ウ 審査結果は、提案書提出事業者すべてに通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式は、公開しないものとする。

エ 受託候補者として選定された者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調に至ったときは、順位付けを行った応募事業者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

## 9 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出・審査の参加等の一切の経費は、事業者の負担とする。
- (2) 参加表明書提出後参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式14）により、企画提案書提出期限内に市へ提出すること。

- (3) 参加表明書に記載した担当者を変更する場合には、事前に事務局まで文書により届け出ること。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は、原則として当該書類を作成した事業者に帰属する。ただし、採用された提案書等については市に帰属する。
- (5) 提出された書類は原則内容変更を認めず、返却もしないものとする。また、新城市情報公開条例の規定による公開請求により公開する場合がある。
- (6) 事業者は複数の提案を行うことができない。
- (7) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、単位通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 市が提示する資料及び質問に対する回答書は、実施要領等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。
- (9) 次のいずれかに該当した場合は、参加資格は取り消すものとする。
  - ア 提出された書類等に虚偽の記載をした場合
  - イ 同一事業者から2通以上の書類提出がなされた場合
  - ウ 参加事業者の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ その他実施要領等に示した条件等に違反した場合

別表

企画提案書審査基準

1 審査項目及び配点

審査項目	審査内容	配点
類似業務受託実績	1. 4000食以上の学校給食センター調理業務実績 2. 配送・配膳の業務実績 3. 米飯施設の業務実績	10
業務実施体制	1. 本業務を円滑に実施するための実施体制・配置計画 2. 地元雇用 3. 従事者の代替確保体制	20
研修・教育計画	1. 開業前における研修・リハーサル計画 2. 定期的に実施する研修 3. 従事者の教育体制	15
衛生管理	1. 衛生管理に対する考え方 2. 衛生管理体制	20
危機管理	1. 食中毒発生防止策 2. 異物混入防止策 3. 上記事故発生時の原因究明及び再発防止策 4. 交通事故等発生時の対応及び再発防止策	40
食物アレルギー対応	1. アレルギー対応食を安全に提供するための取り組み 2. 実施体制	15
コスト削減	1. 配送計画を含めた配送車両の調達に係るコスト削減 2. 一括受託することの有利性を活かしたコスト削減 3. 光熱水費の削減	15
新城市学校給食基本方針	1. 安全安心な給食の安定的な提供についての対応策 2. 食育の推進についての対応策 3. 地産地消の促進についての対応策 4. 郷土愛を育む献立の充実についての対応策 ※各項目についての詳細は別紙「新城市学校給食基本方針に対する考え方」参照のこと	50
提案内容全般	提案内容の説得性とプレゼンについて	15